

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高栄会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員の仕事執行の対価として支払われるものである。

(役員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会等に出席したときは、別表の1により報酬を支払うことができる。

(役員の仕事報酬等)

第4条 理事長が役員会以外に、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 監事が、役員会出席以外の決算等の業務を行った場合は別表3とする。ただし、実働が4時間未満の場合は二分の一とし、それ以上は満額とする。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決及び評議会の承認を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

### 別 表

1	(日額)	役員会出席 報酬	5,340円
2	(日額)	理事長業務 報酬	30,000円
3	(日額)	監事業務 報酬	30,000円
4	(日額)	出張旅費 宿泊費	20,000円
		出張旅費 報酬	20,000円
		出張旅費 その他	実費